

金沢大学角間里山における安全確保のための入山基準

角間里山本部

(趣旨)

第1条 この基準は、国立大学法人金沢大学（以下「本学」という。）の角間里山の利用に際して、安全を確保するために必要な事項を定める。

(角間里山内で発生しうる危険要素)

第2条 角間里山内で発生しうる危険要素として次の各号を想定する。

- (1) 動物（スズメバチ、マダニ、マムシ、ツキノワグマ、イノシシ等）
- (2) 植物（ヤマウルシ、ツタウルシ等）
- (3) 滑落等に伴う事故（崖地、窪地、湿地、藪等）

(入山者の範囲)

第3条 角間里山へ入山できる者の範囲は、次の各号すべてを満たすものとする。ただし、教育研究活動以外で本学事業を実施する本学教職員等においては、次の1号について、この限りではない。

- (1) 角間里山本部へ利用登録した者
- (2) 第2条に掲げる危険要素を認識し、自身の安全確保が可能な者
- (3) 第4条に掲げる安全確保を遵守する者

(4) 角間里山内での危険要素に対し、自身の安全保障を確保している者

(入山の際の安全確保)

第4条 角間里山に入山の際は、安全確保のため、以下の各号を遵守する。

- (1) 複数人での入山
- (2) 危険要素に対応する装備（適切な着衣、鈴等の音響物品の携帯）
- (3) 野生動物の行動が活発な日没中の時間帯の警戒

(クマ警戒サイン)

第5条 ツキノワグマの目撃情報等を踏まえ、遭遇回避のため、里山ゾーン入り口にクマ警戒サインを掲示し、立ち入りを制限する。

(特別許可)

第6条 特別許可を求める者は、特別許可を求める理由および安全対策について記した書類を里山本部長に届け出なければならない。

附 則

この基準は、令和2年7月6日から施行する。